

宍粟市教育委員会規則第5号

宍粟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

宍粟市教育委員会公印規則（平成17年宍粟市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

兵庫県宍粟市立染河内幼稚園印	方24	れい書	染河内幼稚園名をもって処理する重要な文書	染河内幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立染河内幼稚園印	だ円形 35×15	れい書	染河内幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	染河内幼稚園長	1
兵庫県宍粟市立染河内幼稚園長印	方21	れい書	染河内幼稚園長名をもって処理する重要な文書	染河内幼稚園長	1

」

を

「

兵庫県宍粟市立染河内幼稚園印	方24	れい書	染河内幼稚園名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立染河内幼稚園印	だ円形 35×15	れい書	染河内幼稚園名をもって処理する重要な文書（割印用）	教育総務課長	1
兵庫県宍粟市立染河内幼稚園長印	方21	れい書	染河内幼稚園長名をもって処理する重要な文書	教育総務課長	1

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。